

## 契 約 条 項

本契約条項中にある甲乙とは下記を指すものとする。

甲：本契約を締結されるお客様

乙：日本アビオニクス株式会社

### 第1条(保守の委託及び受託)

甲は乙に本機器の保守を所定の保守契約料金を支払い委託し、乙は受託時に機器が正常な状態にあることを条件としこれを受託する。

### 第2条(保守の内容)

保守契約タイプの締結につき実施する。

1. 機器に不時の故障が発生した場合は、甲の通知により乙は優先修理対応を行い状況により、製品代替機の貸し出し処理を行う。(保守作業は弊社工場内にて行い、出張保守対応は行わないものとする。)

なお、修理対応時には、機能・性能の点検と調整及びフィルター清掃・光学系清掃を実施する。

2. 前項により発生した修理時費用  
全て無償。但し消耗品、付属品については甲の負担とする。なお、保守に伴い交換した部品の所有権は乙に帰属する。
3. 修理品の輸送費は乙の負担とする。

### 第3条(保守取扱時間)

保守作業は、原則的に次の時間帯に行なうものとする。  
土曜、日曜、祝日及び乙の指定する休日を除く平日  
(月曜日～金曜日) 午前 9:00～午後 0:00、午後 1:00～5:00とする。

### 第4条(適用外項目)

次の事項は保守契約料金に含まれない内容であり、必要発生都度、甲乙別途協議の上、料金等を決定する。

1. 別途費用による保守
  - (1) 消耗品(ランプユニット、エアフィルタ等)、付属品(リモコン、電源ケーブル、PC接続ケーブル、USBメモリ、レンズキャップ)
2. 保守に該当しない事項
  - (1) 機器の移設、増設、撤去などの作業、立会、及び作業に伴う調整
  - (2) 意匠部品の交換・手直し
  - (3) 乙又は乙の指定者以外が機器の追加、改造もしくは修理した為の損傷、故障の修理
  - (4) 誤使用、又は管理不完全等、甲の故意、過失による損傷、故障の修理
  - (5) 風水害、地震等の天災地変等不可抗力もしくは甲乙の何れの責にも帰すことが出来ない事由による損傷、故障の修理
  - (6) 機器のオーバーホール  
オーバーホール： 分解清掃、調整及び部品交換による性能維持と故障の予防。
  - (7) 乙の指定以外の消耗品を使用し、又は、消耗品の保管不完全の為に発生した故障の修理

### 第5条(料金の支払い)

甲の乙に対する契約料金の支払いは契約成立時に乙の請求に基づき、請求日より一ヶ月以内に乙指定の銀行口座に振り込むものとする。

なお、原則として支払済みの保守料金は返却されないものとする。

### 第6条(料金の変更)

1. 機器の増設や変更があった場合は保守契約料金の変更を行う。
2. 経済情勢の急激な変化等により必要がある場合は甲乙協議の上、保守料金を変更することが出来る。

### 第7条(オーバーホール)

機器につき、第4条2項6号に記載のオーバーホールを乙が必要と認めた場合は、甲乙協議の上、オーバーホール又は交換を別途有料にて実施する。

### 第8条(設置条件の遵守)

甲は製品の定める機器の動作環境を遵守するものとする。

### 第9条(保守要員)

機器の保守、修理は乙又は乙の指定するサービス機関の技術者のみによってこれを行い、その他の機関によって実施された場合、乙はその責を負わない。

### 第10条(秘密の保全)

甲及び乙は本契約の履行に関して、知り得た相手方の秘密を本契約の有効期間中のみならず、その満了又は解約後においても第三者に漏洩してはならない。

### 第11条(契約の解除)

甲又は乙はその一方が本契約を履行しない場合は、相手方に催告をなし、なお履行の誠意がないと認められた時は、書面により本契約を解除する事ができ、この場合発生した損害については本契約を履行しない者が補填の責を負う。

### 第12条(契約の更新)

本契約は保守契約タイプ(3年間、4年間、5年間)の満了日を持って終了とし、契約延長の為の再加入は受け付けないものとする。

なお、契約期間は甲が機器を購入した日より最長5年を限度とする。

### 第13条(準拠法)

本契約は日本法に準拠する。

### 第14条(協議事項)

本契約に定めない事項及び本契約に関し、疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって遅滞なく協議の上取り決める。